

マトゥーリ男声合唱団経理規定

(目的)

第1条 この規定は、マトゥーリ男声合唱団(以下「本合唱団」)の収支を適正に行うことを目的とする。

(経理原則)

第2条 本合唱団の適切な経理事務を行うため、企業会計基準を参考にしつつ、実現主義により収支を明確にする。

(年度)

第3条 本合唱団の会計年度は1月1日から12月31日とする。

(経理担当者)

第4条 本合唱団規約第11条第2項によって選任された経理担当者の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(監査役)

第5条 幹事会によって選出された監査役は年度決算書の監査を行う。
2 監査役の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(経理区分)

第6条 経理の単位を、一般会計及び特別会計に区分して行う。
2 特別会計を次のとおり設ける。
(1)夏合宿
(2)その他の催し

(金銭の出納)

第7条 金銭の出納、保管については、事務局長が経理担当者に従事させることができる。
2 金銭の出納は、合唱団の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

(金銭の収納)

第 8 条 金銭を収納したときは、領収書を発行しなければならない。ただし、金融機関等を経由した出納については、当該機関が発行する領収書等をもって代用することができる。

- 2 領収書は、事務局長の委任により、経理担当者が発行する。ただし、やむをえない場合は、事務局長がほかの者に発行を委任することができる。

(予算)

第 9 条 予算は各会計年度における事業活動の円滑及び責任ある運営を図ることを目的とする。

- 2 予算は幹事会が作成し、その確定には総会の承認を得なければならない。

(決算)

第 10 条 決算は会計記録を整理し、その収支の結果を収支予算と比較して、その収支状況を明らかにすることを目的とする。

- 2 特別会計について、事務局長はそのつど幹事会に決算を報告しなければならない。

(決算報告書の作成)

第 11 条 経理担当者は決算期日において、必要な勘定整理を行い、下記の決算報告書を作成する。

1. 収支勘定内訳表
2. 金銭出納表
3. 予算決算対照表

(決算の確定)

第 12 条 決算報告書は監査を受け、幹事会を経て団員総会に提出し承認を得なければならない。

(付則)

1. この規定は、2007 年 1 月 1 日から適用する。